

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 112
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

有効期限切れ健康保険証でも保険診療で受診可

来年3月末まで（社会保険を含む）

厚労省は11月12日付事務連絡「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について（周知）」を発出され、有効期限切れの健康保険証での受診時の対応について示されました。概要は以下の通りです。

【概要】

2025年12月2日をもってすべての保険者において発行済みの健康保険証の有効期限が切れることになります。

これにより、今年12月2日以降「マイナ保険証」や「資格確認書」などを確認する必要がありますが、有効期限が切れたことに気付かず従来の健康保険証を持参されたり、また「資格確認書」ではなく健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参されたりする患者が、一定数いることが想定されます。

本年6月の事務連絡により、国民健康保険（国保）や後期高齢者医療の保険における、有効期限切れの健康保険証や「資格確認情報のお知らせ」のみを持参された患者への取り扱いが周知されておりましたが、11月の事務連絡により、社会保険の患者についての取り扱いが示されました。

【暫定的制度】

暫定的な対応として、厚労省は11月12日に各医療関係団体に通知を発出しました。

通知によると、すべての保険者において患者が有効期限の切れた「健康保険証」や「資格情報のお知らせ」のみを持参した場合であっても一律に10割負担とするのではなく、被保険者番号などを基にオンライン資格確認システムで資格情報を照会したうえで、10割負担ではなく3割負担などでレセプト請求する運用を認めたしました。

この取り扱いは2026年（令和8年）3月末までです。

- 事務連絡本文はこちら

全国保険医団体連合会HPより転載

